

「広島県商工会連合会一般事業主行動計画」

～ 商工会職員の子育て応援プログラム ～

広島県商工会連合会（以下「県連」）では次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定しました。

働き方改革が進む中、職員がその能力を生き生きと発揮するためには、組織文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれる職場環境づくりを進める必要があります。

商工会及び県連をあげての取組みですので、子育てをしていない職員も含めて、仕事と子育てを両立させる働きやすい環境をつくり、職員のモチベーションを高めることが、ひいては商工会会員に対するサービスの向上につながると確信しています。職員の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容

【目標 1】

- ・女性の活躍促進と、男女問わず仕事と家庭が両立できる職場環境を形成する。

目標：経営指導員に占める女性の割合を前回結果から向上

管理職に占める女性の割合を前回結果から向上

取組内容

- 新たな職域を目指す者、配置された者への知識・能力の習得支援
- 育児・介護休業の取得及び周囲理解の促進と子育て世代への配慮
- 女性の先輩職員やメンター等に相談できる制度の導入
- 女性が相談できる対応窓口の設置
- 女性が応募し易い採用制度の導入
- 組織全体の女性管理職の登用推進

対策：令和3年4月～

引き続きポジティブ・アクションに従い、取り組みを実施する。

【目標 2】

- ・子の看護休暇の取得促進 目標：前回結果から向上
- ・介護休暇の取得推進 目標：前回結果から向上
- ・男性の子育て目的の休暇の取得促進 目標：前回結果から向上

対策：令和3年4月～

引き続き制度の周知

【目標 3】

- ・年次有給休暇取得日数 目標：平均10日以上となるよう促進する。

対策：令和3年4月～

グループウェアによる年次有給休暇の管理を推奨し、プラスワン休暇も含めた計画的な取得を促す。

【前回計画について】平成30年4月1日から令和3年3月31日

- ・女性の活躍促進と、男女問わず仕事と家庭が両立できる職場環境を形成する：未達成
- ・子の看護休暇並びに介護休暇の時間単位取得制度の取得促進：達成
- ・男性の子育て目的の休暇の取得促進：達成
- ・年次有給休暇取得日数 平均10日以上：未達成

／平均9.97日

作成日：令和3年3月3日